

# 岐阜県公報

第二千八百八十七号  
平成二十九年十月六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除  
道路の供用開始  
(環境管理課) 五九九  
(道路維持課) 六〇〇

### 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
公共測量の実施  
指定自立支援医療機関の指定  
指定自立支援医療機関の変更届出  
落札者等に関する公示  
(商業・金融課) 六〇〇  
(同) 六〇三  
(用地課) 六〇三  
(身体障害者更生相談所) 六〇四  
(同) 六〇四  
(会計課) 六〇四

## 告示

岐阜県告示第四百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
平成二十八年岐阜県告示第四百四十一号により指定した区域(関市小瀬字一ノ門一二八八番の一部)の一部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

岐阜県告示第四百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
三百六十五号			大垣市上石津町牧田字萩原四〇二番一地从先から同市同町同字同四一八五番一地从先まで	一四〇〇	平成二九・一〇・六	平成二九・三・七

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ長良店

岐阜市福光東一丁目二六番二二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時(年三〇日は午前九時)～午後七時三〇分(四、九月は午後八時)

(変更後) 午前九時～午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分(年三〇日は午前八時三〇分)～午後八時(四、九月は午後八時三〇分)

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

三 三菱UFJリース株式会社 外一者  
建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原(Aゾーン)  
各務原市蘇原花園町二丁目二〇 一 外  
変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称  
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号  
(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社 外一者

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原(Bゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称  
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号  
(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社 外一者

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原(Cゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目二六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称  
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博  
 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割三二九四番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

(変更後) 恵那市大井町一八〇番地の一

中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里  
 多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー岩村店

恵那市岩村町飯羽間字松割三二九四番一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 九五平方メートル

(変更後) 一六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 七九立方メートル

(変更後) 八三立方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。  
なお、その意見書は平成二十九年十月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオンタウン本巢

本巢市政田字下西浦一九八六番 外

二 意見の概要

住民の意見

・大規模小売店舗の新設をする日について

（届出事項 新設）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年四月七日から

平成三十年三月三十日まで

四 作業地域

飛騨市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量（写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月十五日から

平成三十年三月二十六日まで

四 作業地域

多治見市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本巢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
本巢市
- 二 作業種類  
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 三 作業期間  
平成二十九年十月一日から  
同 年十二月二十日まで
- 四 作業地域  
本巢市

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
病院・診療所

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六八	糖尿病内科	腎臓（透析）	育成・更生	平成二九・一〇・一

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
クスリのアオキ錠物師屋薬局	関市笠屋土地区画整理事業十四街区三	育成・更生	平成二九・一〇・一
ピノキオ薬局新加納店	各務原市那加新加納町字坂下一九九〇	同	同

しまざと調剤薬局	大垣市島里一 一六二	同	同
グッド調剤薬局	羽島市小熊町島二 二二メデイ カルプラザ岐阜羽島	同	同

訪問看護事業者

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーションよつ葉あんばち	安八郡安八町東結芝原北二二一 四一フオレストハイム二二一 一階二号室	育成・更生	平成二九・一〇・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
平成調剤薬局笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	育成・更生	平成二九・一〇・一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 質貸借物品等の名称及び数量 岐阜県指紋自動識別システム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年7月11日
- 4 落札者を決定した日 平成29年8月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号  
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店  
支店長 田中 新治
- 6 落札金額 368,641,458円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
  - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十九年十月六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社